

以内に_____、その旨を知事に届け出なければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

3 知事は、第1項の届出があつた場合においては名簿を訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

（免許証の再交付）

第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し、又は失つた場合においては、遅滞なく、二級建築士等免許証用写真をちよう付した免許証再交付申請書にその理由を記載し、汚損した場合には、その免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 省略

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項（第12条の14の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により免許証又は免許証明書の再交付を申請した後、失つた免許証又は免許証明書を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

（免許の取消しの申請及び免許証等の返納）

第9条 法第8条の2の規定により死亡等の届出をする者は、届出書に、当該届出に係る事由を証する書面及び免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

3 省略

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証又は免許証明書を知事に返納しなければならない。

（免許証等の領置）

第12条 知事は、法第10条第1項の規定により、二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して免許証又は免許証明書の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（名簿の閲覧）

第12条の2 法第6条第2項の規定による二級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧は、次に規定する場合を除き、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

2 県指定登録機関が法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行う場合においては、県指定登録機関は、二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、二級建築士等登録簿閲覧所を設けなければならない。

3 県指定登録機関は、前項の規定により二級建築士等登録簿閲覧所を設けたときは、当該二級建築士等登録簿閲覧所の閲覧規程を

以内に、免許証を添え、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつた場合においては名簿を訂正し、且つ_____、免許証を書き換えて申請者に交付する。

（免許証の再交付）

第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証_____を汚損し、又は失つた場合においては、遅滞なく、_____免許証再交付申請書にその理由を記載し、汚損した場合には、その免許証_____を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 省略

3 二級建築士又は木造建築士は、第1項_____の規定により免許証_____の再交付を申請した後、失つた免許証_____を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。

（免許の取消しの申請及び免許証の返納）

第9条 法第8条の2の規定により死亡等の届出をする者は、届出書に、当該届出に係る事由を証する書面及び免許証_____を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、法第9条第1項第1号の規定による免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に免許証_____を添え、これを知事に提出しなければならない。

3 省略

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証_____を知事に返納しなければならない。

（免許証の領置）

第12条 知事は、法第10条第1項の規定により、二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して免許証_____の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

（名簿の閲覧）

第12条の2 法第6条第2項の規定による二級建築士名簿及び木造建築士名簿の閲覧は_____、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

定めるとともに、当該二級建築士等登録簿閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

(県指定登録機関の指定の申請)

第12条の3 法第10条の20第1項の規定による指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
- (2) 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
 - (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
 - (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - (6) 現に行つている業務の概要を記載した書類
 - (7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
 - (8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面
 - (9) その他参考となる事項を記載した書類
- (県指定登録機関の名称等の変更の届出)

第12条の4 県指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の県指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
 - (2) 変更しようとする年月日
 - (3) 変更の理由
- (県指定登録機関の役員の選任及び解任の認可の申請)

第12条の5 県指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(登録事務規程の認可の申請)

第12条の6 県指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとする

ときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 県指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(県指定登録機関の事業計画等の認可の申請)

第12条の7 県指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 県指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第12条の8 県指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 第1項の報告書及び前項の添付書類の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

(不正登録者の報告)

第12条の9 県指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第12条の10 県指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

- (3) 休止又は廃止の理由

(県指定登録機関への書類の交付)

第12条の11 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書等の送付若しくは提出を受けたときは、県指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2若しくは第8条の2の規定又は第9条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）第40条第4項又は第43条第4項の規定による報告書等の送付 同省令第40条第2項第2号イ又は第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第18条の8第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項
（免許の取消し等の処分の通知）

第12条の12 知事は、県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき、又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはそれらの免許を取り消したときは、次に掲げる事項を県指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日
（県指定登録機関の指定等の公示）

第12条の13 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、第10条の15第3項、第10条の16第3項並びに第10条の17第3項の規定による公示は、愛媛県報で告示することによつて行う。

（県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用）

第12条の14 県指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第4条第1項、第5条、第7条、第8条、第9条第4項及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は第3号様式による木造建築士免許証」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第7条第2項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第3項及び第8条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11の規定により第9条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第12条の15 省略

第12条の16 省略

第12条の17 省略

第12条の18 省略

（登録簿等の閲覧）

第13条 法第23条の9の規定による建築士事務所登録簿等の閲覧は、次項に規定する場合を除き、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

第12条の3 省略

第12条の4 省略

第12条の5 省略

第12条の6 省略

（登録簿等の閲覧）

第13条 法第23条の9の規定による建築士事務所登録簿等の閲覧は、道路都市局建築住宅課 _____ に
おいて行う。

2 指定事務所登録機関が法第26条の3第1項に規定する事務所登録等事務（以下「事務所登録等事務」という。）を行う場合においては、指定事務所登録機関は、建築士事務所登録簿等を一般の閲覧に供するため、建築士事務所登録簿等閲覧所を設けなければならない。

3 指定事務所登録機関は、前項の規定により建築士事務所登録簿等閲覧所を設けたときは、当該建築士事務所登録簿等閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該建築士事務所登録簿等閲覧所の場所及び閲覧規程を公示しなければならない。

（指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用）

第13条の2 指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における第12条の15から第12条の18までの規定の適用については、第12条の15及び第12条の16中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第12条の15中「第5号様式によるものとする」とあり、第12条の17中「第6号様式によるものとする」とあり、及び第12条の18中「第7号様式によるものとする」とあるのは「指定事務所登録機関が定めるところによるものとする」とする。

（県指定試験機関の指定の申請）

第18条の2 省略

（県指定試験機関の名称等の変更の届出）

第18条の3 省略

（県指定試験機関の役員を選任及び解任の認可の申請）

第18条の4 省略

（県指定試験機関の事業計画等の認可の申請）

第18条の7 省略

（二級建築士等試験事務の実施結果の報告）

第18条の8 省略

2 省略

3 第1項の報告書及び前項の添付書類の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク等

 _____をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

第1号様式（第4条関係） 二級 建築士免許申請書
 木造

（表）

省略

省略				氏名 _____	
愛媛県知事				署名	
愛媛県指定登録機関 様				署名	
(名 称)					
ふりがな 氏名	生年 月 日	年 月 日生		写 真	
本 籍	性 別		1 縦4.5cm、 横3.5cmの写 真の裏面に氏 名及び撮影年 月日を記入し てのりではり 付けてくださ い。		
現住所	〒 _____		2 ちよう付し		
電話					
二級 _____					

（ _____ 指定の申請）

第18条の2 省略

（ _____ 名称等の変更の届出）

第18条の3 省略

（ _____ 役員を選任及び解任の認可の申請）

第18条の4 省略

（ _____ 事業計画等の認可の申請）

第18条の7 省略

（二級建築士等試験事務の実施結果の報告）

第18条の8 省略

2 省略

3 第1項の報告書及び前項の添付書類の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク、
 シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項
 を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイル
 に情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことが
 できる。

第1号様式（第4条関係） 二級 建築士免許申請書
 木造

（表）

省略

省略				氏名 _____	
愛媛県知事				署名	
愛媛県知事 様				署名	
ふりがな 氏名	生年 月 日	年 月 日生		性 別	
本 籍	性 別		男 女		
現住所	〒 _____		電話番号		
二級 _____		二級 建築士試験に合格した時期			
木造					

試 験	建築士試験に合格した時期 木造		た写真は免許 証に転写され ます。
	合格証 書日付	年 月 日	
第 号			
省略			

(裏) 省略

第 5 号様式 (第 12 条の 15 関係) 省略

第 6 号様式 (第 12 条の 17 関係) 省略

第 7 号様式 (第 12 条の 18 関係) 省略

試 験	年		
	合格証 書日付	年 月 日	合格証 書番号
第 号			
省略			

(裏) 省略

第 5 号様式 (第 12 条の 3 関係) 省略

第 6 号様式 (第 12 条の 5 関係) 省略

第 7 号様式 (第 12 条の 6 関係) 省略

第 2 条 建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係) 二級建築士免許証

(表)

二 級 建 築 士 免 許 証

(氏 名) 年 月 日生

二級建築士登録番号 第 号
 登 録 年 月 日 年 月 日

建築士法(昭和25年法律第202号)により
 二級建築士の免許を与えたことを証する。

年 月 日

愛媛県知事 印

写
真

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

- 注1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとすること。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

第3号様式(第5条関係) 木造建築士免許証

(表)

<p style="margin: 0;">木 造 建 築 士 免 許 証</p>		
<p>(氏 名) 年 月 日生</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div>	
<p>木造建築士登録番号 第 号 登 録 年 月 日 年 月 日</p>		
<p>建築士法(昭和25年法律第202号)により 木造建築士の免許を与えたことを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p>		

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

- 注1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとすること。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。ただし、第 1条中建築士法施行細則第12条の 2の次に12条を加える改正規定 (第12条の 3から第12条の 7まで、第12条の10及び第12条の13に係る部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に第 2条の規定による改正前の建築士法施行細則 (以下「旧規則」という。) 第 2号様式及び第 3号様式の規定により交付している書類は、同条の規定による改正後の建築士法施行細則 (以下「新規則」という。) 第 2号様式及び第 3号様式の規定により交付した書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現に旧規則第 2号様式の規定による二級建築士免許証又は旧規則第 3号様式の規定による木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新規則第 2号様式の規定による二級建築士免許証若しくは新規則第 3号様式の規定による木造建築士免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、第 1条の規定による改正後の建築士法施行細則第 7条第 2項の免許証又は同規則第12条の14の規定により読み替えて適用される同規則第 7条第 2項の免許証明書の書換え交付の申請とみなす。